

南区制80周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、南区制80周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、南区が区制80周年を迎えるのを機に、南区民が南区の良さや南区らしさを改めて発見し、次の時代へ向けた新しい一歩を踏み出すためのきっかけとなるような、記念の年にふさわしい各種事業を実施することを目的とする。

(役割)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 記念事業の普及・啓発、区民の参加意識の盛り上げに関すること。
- (2) 記念事業の実施に関すること。
- (3) その他、委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、委員会を招集し、議長となるほか、会務全般を掌握する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のある時は、その職務を代理する。
- 3 会計は、委員会の会計事務を行う。
- 4 監事は、委員会の会計を監査する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委員会の解散時までとする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて開催する。ただし、緊急若しくは委任を受けたものについては役員会を招集し協議することができる。

(顧問・参与)

第9条 委員会に顧問及び参与を置く。

- 2 顧問は、南区選出の国会議員、神奈川県議会議員、横浜市会議員とする。
- 3 参与は、南警察署長、南区長、南消防署長とする。
- 4 前2項の規定によらず、会長は顧問もしくは参与を委嘱することができる。
- 5 顧問及び参与は、委員会の求めに応じて必要な助言等を行う。

(経費)

第10条 委員会の経費は、補助金、協賛金その他の収入をもってあてる。

(所在地)

第11条 委員会は、横浜市南区浦舟町2丁目33番地、南区役所内に置く。

(事務局)

第12条 事務局は、南区役所総務課内に置く。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別途定める。

附 則

この規約は、令和4年6月20日から施行する。